（その他の認定基準等）

第十九条の八　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ　精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ～ヘ　（略）

四～六　（略）

（動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　（略） 2　法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類 三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号までに該当しないことを示す書類 四　（略） 3～9　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） 2・3　（略） 4　法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 **（様式第1）** □登記事項証明書／□申請者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　） 14　添付書類	（第一種動物取扱業の登録の申請等） **第二条**　（略） 2　法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類 三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第六号までに該当しないことを示す書類 四　（略） 3～9　（略） （第一種動物取扱業の登録の基準） **第三条**　（略） 2・3　（略） （新規） **（様式第1）** □登記事項証明書／□申請者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第6号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　） 14　添付書類

（その他の認定基準等）

第十九条の八　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（新規）

ロ～ホ　（略）

四～六　（略）